

検証を踏まえた当面の対応について

○ 検証のまとめ

- 今回の検証においては、
 - ◆ 電話診療やオンライン診療の患者は小児が多かったこと
 - ◆ 全体の傾向として、軽症と思われる患者を中心に、初診からの電話診療・オンライン診療が行われていたこと
 - ◆ 一部において、物理的に大きく離れた地域に対して診療が行われていたこと
 - ◆ 一部において、特例措置の要件を守らない診療が行われていたこと
- 等が明らかとなった。

○ 対応方針（案）

- 特例措置の要件を守らない診療が行われていたものについては、引き続き**厳正に対処**していくとともに、**要件（初診で麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと等）について改めて周知する。**
- 検証を通じ、一部の診療に懸念があることから、以下の各点の**情報共有を図る。**
 - ✓ **概ね同一の二次医療圏内に居住する患者を対象とするのが望ましいこと**
 - ✓ **電話診療が適していない疾患があることに留意する（※）必要があること**
 - ※ 例えば、湿疹に対して電話診療を行うことなど

○ 背景・問題意識

4月10日付け事務連絡による取扱いは、「新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、感染が収束するまでの間」としている。

○ 4月10日付け事務連絡に関するQ & Aの記載

Q1 事務連絡による時限的・特例的な取扱いは新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間とされているが、具体的にはどのような状態を収束と呼ぶのか

A1 新型コロナウイルス感染症の感染の収束の定義については、今後専門家も交えて議論が必要であるが、事務連絡による時限的・特例的な取扱いの趣旨を踏まえると、院内感染のリスクが低減され、**患者が安心して医療機関の外来を受診できる頃**が想定される。



○ 時限的・特例的な取扱いの期限に関する評価について（案）

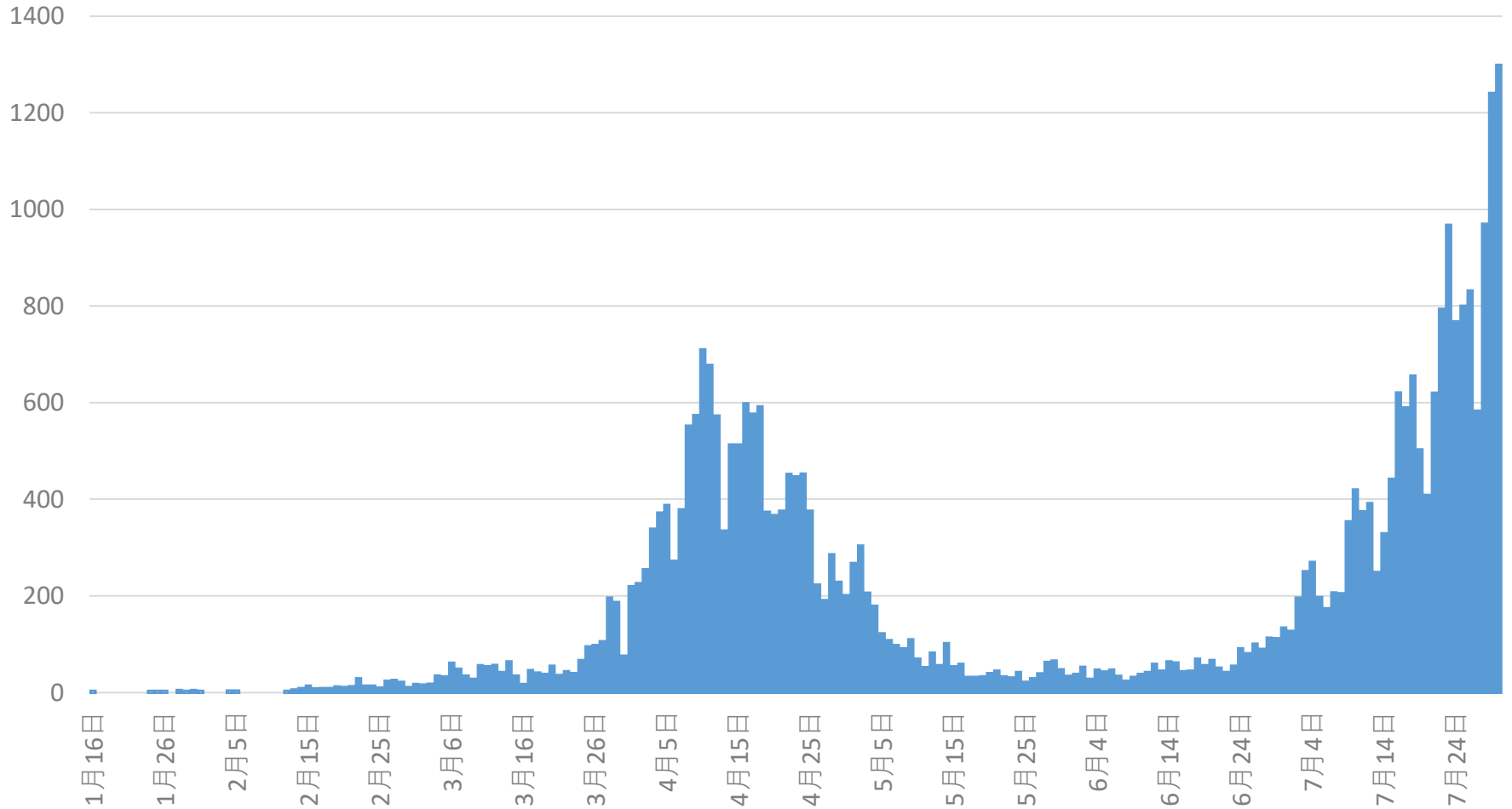
6月下旬より新型コロナウイルス感染者数が再度増加した影響もあり、新型コロナウイルス感染症以外の疾患について受診控えが見られている。

- ✓ 今回の検討会においては、**時限的・特例的な取扱いを当面の間継続することとし、次回の検討会においても、改めて「収束」と言えるか評価してはどうか**
- ✓ 評価にあたっては、「**患者が安心して医療機関の外来を受診できる頃**」と言えるかが重要ではないか

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年7月30日24時時点

報告日別新規陽性者数



※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
※2 5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。